

(※必ずお読み下さい※)

競争参加資格確認申請または参加表明される皆さまへ

NEXCO東日本 東北支社

### (1)【工事・調査等・物品等 共通】

競争参加資格確認申請書等の各種様式は、過去に申請した際の様式類等を流用せず、必ず公告に添付された最新の様式を使用して下さい。(項目漏れ等により、無効となる場合があります)

また、様式2に記載した内容に関する(※)必要な証明資料を漏れなく添付して下さい。

(※) 必要な証明資料は、各案件の作成説明書に記載しておりますので必ずご一読下さい。

なお、様式2に未記入及び証明資料の添付がない場合並びに資料の内容が確認できない場合(軽微な誤記等は除く)は、“競争参加資格なし”または“評価なし”となりますのでご注意ください。

#### 《事例①》

同種業務の実績や配置予定技術者の資格を証する資料は添付されているが、成績評定点を証する資料のみ添付がない。⇒この場合は、“競争参加資格なし”となります。

※様式2の記載内容と添付資料の整合性をご確認のうえ、必要な資料はすべて添付してください。

同種実績において、コリンズやテクリスのみで確認できない場合(例：概要欄に●●工事一式の記載のみや、コリンズ・テクリスで任意入力となっているもの等)については、実績が確認できる書類(契約書、特記仕様書、単価表等)を添付して下さい。

《事例②》鋼桁の工場制作の実績を競争参加要件として求めているが、テクリスに記載されておらず、実績が確認できるその他の書類の添付がない。⇒この場合は、“競争参加資格なし”となります。

※実績が確認できる書類として、契約書、特記仕様書、単価表等を必ず添付して下さい。

また、証明資料のスキャン(PDF変換)時にあたって、文字のかすれやつぶれ等で書面の鮮明さが著しく欠けている場合は審査することができないため、提出前に今一度、申請書類一式にお目通し下さい。

### (2)【工事・調査等・物品等 共通】

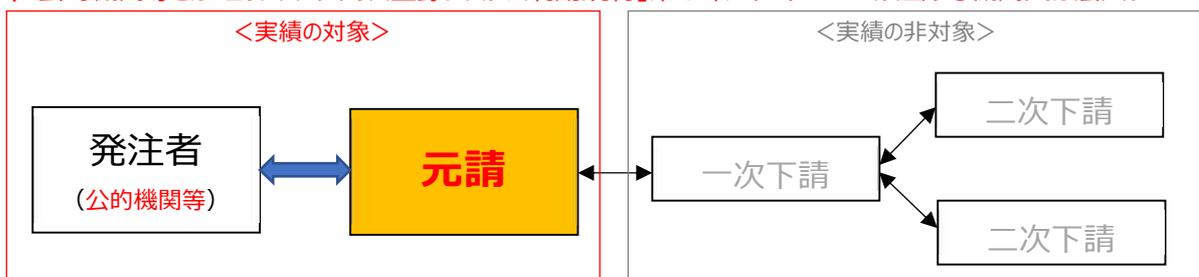
「見積活用方式」の案件については、最終参考見積書に基づいた入札を行うものとし、入札時の単価表(内訳書)における見積対象項目の総額が、最終参考見積書における見積対象項目の総額を超えた場合は、入札は無効となりますのでご注意ください。

また、諸経費の一部が見積対象の場合は、入札時に「諸経費内訳書」も必ずご提出下さい。

### (3)【工事・調査等 共通】

競争参加資格要件の「同種工事(業務)実績」については、公的機関等(※)の発注案件を元請として受注した実績に限ります。

(※) 公的機関等とは「コリンズ・テクリス登録システム利用規約」第3条 十.イ～ニに該当する機関又は法人。



(次頁「質問に関する注意事項」もお読み下さい)

## 質問に関する注意事項

質問の内容は、設計内容、仕様書や図面に関すること及び施工方法等に関するものとし、それ以外の以下に関する質問は一切お受けできません。

- ・積算の考え方や割掛対象表参考内訳書の内容に関すること  
(自社の施工計画に基づき算出して下さい。)
- ・技術提案評価の対象となるか否かについて  
(自社でご判断のうえ、ご提案下さい。)
- ・変更協議の対象か否かなどの契約締結後の取り扱いに関すること
- ・交付図書の各種説明書に既に書いてあること  
(事前に交付図書をご熟読のうえご質問下さい。)

また、軽微な内容を除き、電話での質問は受け付けておりませんので、予めご了承下さい。